朝日内水面漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、朝日内水面漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請 してその承認を受けなければならなない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、第9条に規定する場合を 除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項又は第2項の遊漁料を同条 第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(游漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁 具・漁法により、ウ欄に掲げる区域内において、工欄に掲げる期間でなければな らない。

ア魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	工 期 間
あゆ	毛針釣	内共1号全区域	6月16日から11月30日ま
	友釣		での間(10月1日から10
			月7日までを除く。)で組
			合が定めて公表する期間
やまめ	竿釣		3月1日から9月30日ま
いわな			で

2 前項の公表は、組合の掲示場に掲示するものとする。 (全長制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採 捕してはならない。

魚種	全長	
やまめ、いわな	15センチメートル	

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、各遊漁料に1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1年	4,000円
	毛針釣・友釣併用	1日	3,000円
		1年	5,000円
やまめ、いわな	竿釣	1日	2,500円
		1年	4,500円

- 2 高校生以下の遊漁料を無料とする。ただし、遊漁をしようとする者は事前に朝日内水面漁業協同組合に申請し、別紙様式3号の無料遊漁承認証の交付を受け遊漁するものとする。
- 3 遊漁料の納付は、朝日内水面漁業協同組合事務所(朝日町草野11番地)又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(游漁承認証に関する事項)

- 第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承 認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に賃与してはならない。

(游漁に際し守るべき事項)

- 第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求 があったときは、これを掲示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行 為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第8条 漁場監視員はこの規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員 であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納入した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

第5条1項の遊漁料の額について、平成28年12月31日までに行う遊漁は別表1の料金を適用する。

別表1

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1年	3,500円
	毛針釣•友釣併用	1日	2,500円
		1年	4,500円
やまめ、いわな	竿釣	1日	2,000円
		1年	4,000円